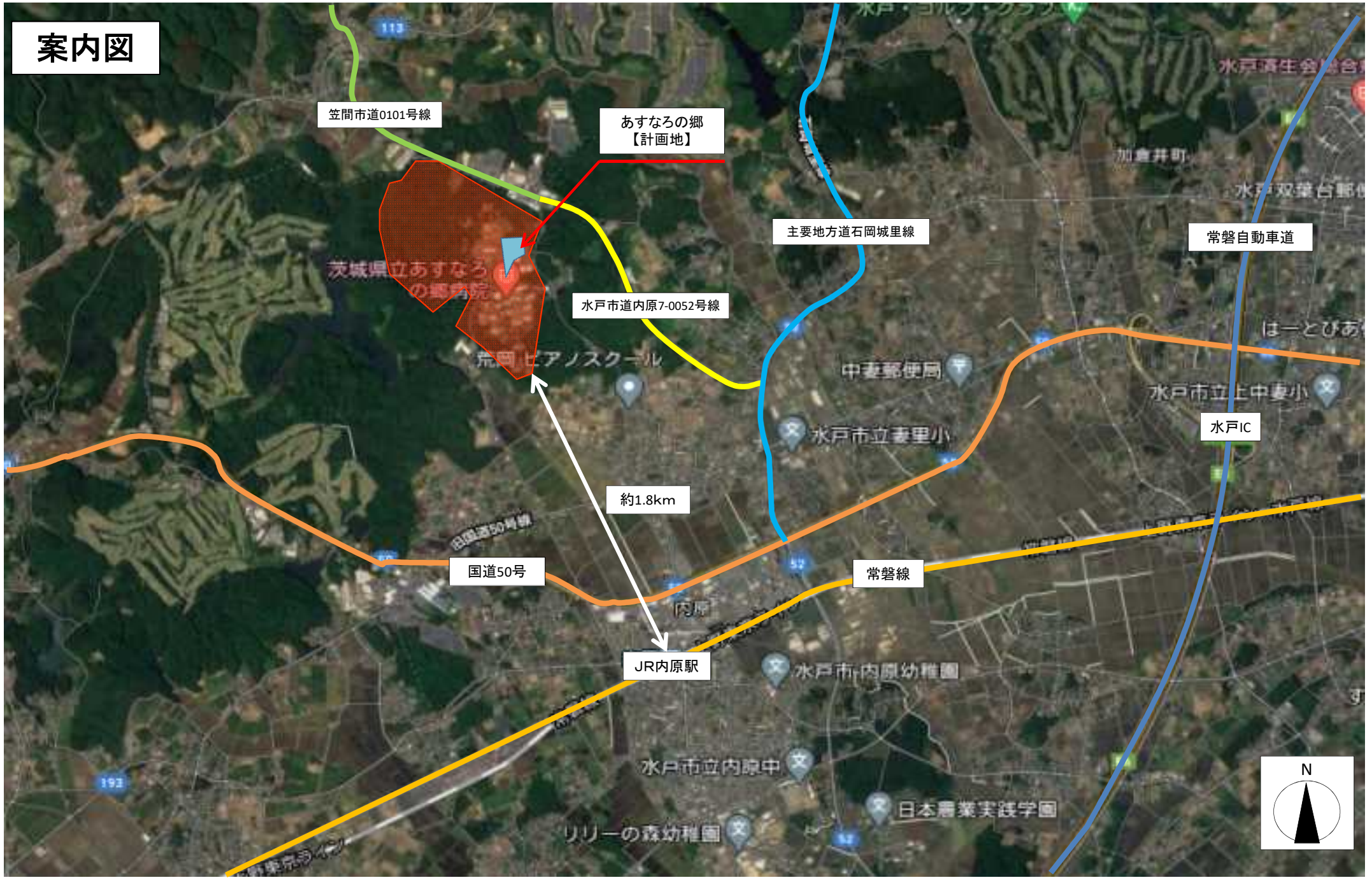


# 案内図



笠間市道0101号線

あすなろの郷  
【計画地】

主要地方道石岡城里線

常磐自動車道

水戸市道内原7-0052号線

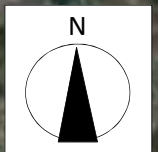
水戸IC

約1.8km

国道50号

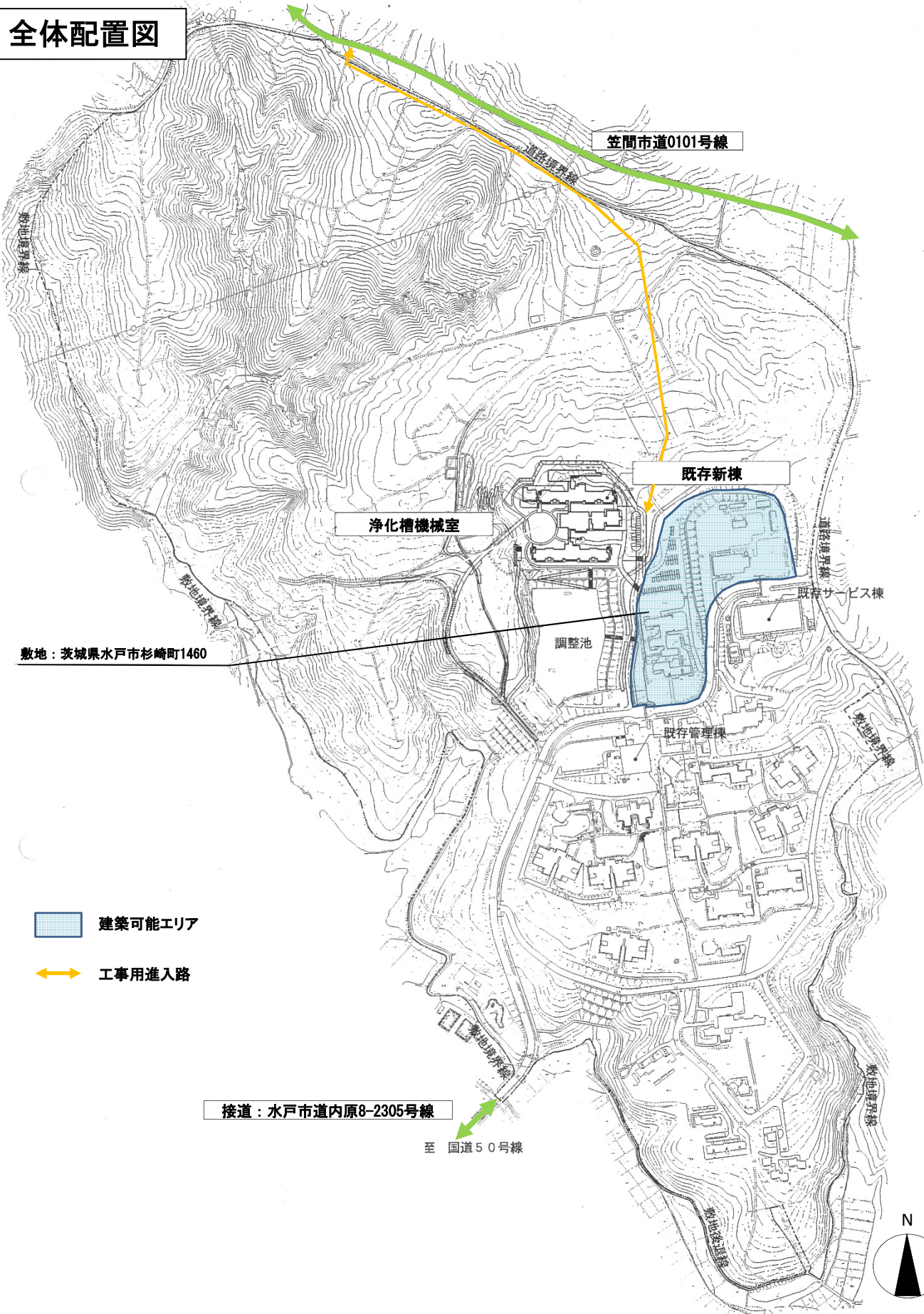
常磐線

JR内原駅





# 全体配置図



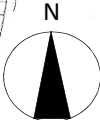
敷地：茨城県水戸市杉崎町1460

建築可能エリア

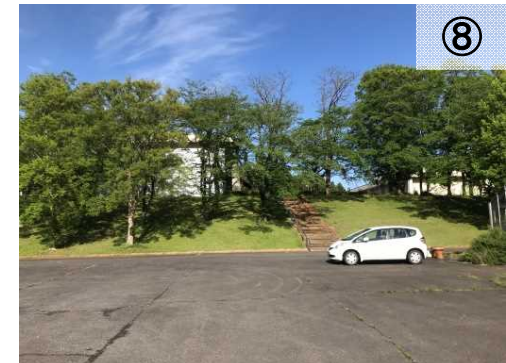
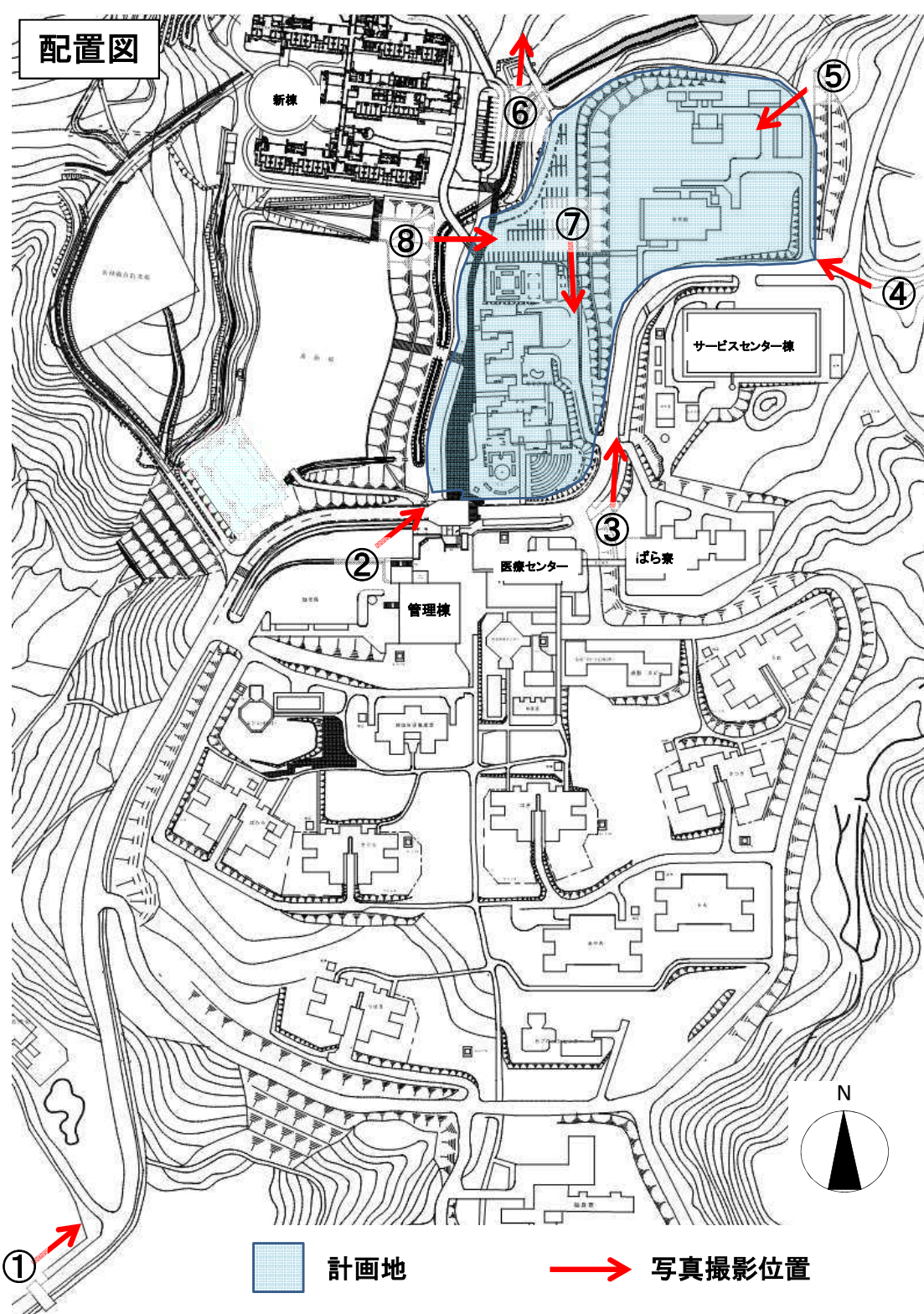
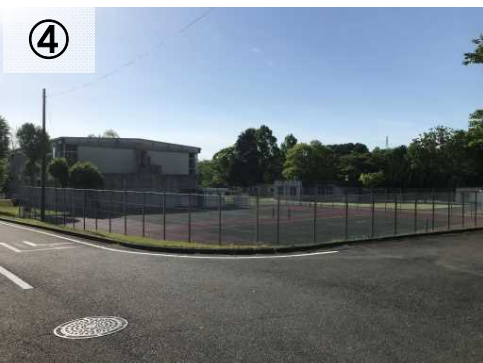
工所用進入路

接道：水戸市道内原8-2305号線

至 国道50号線

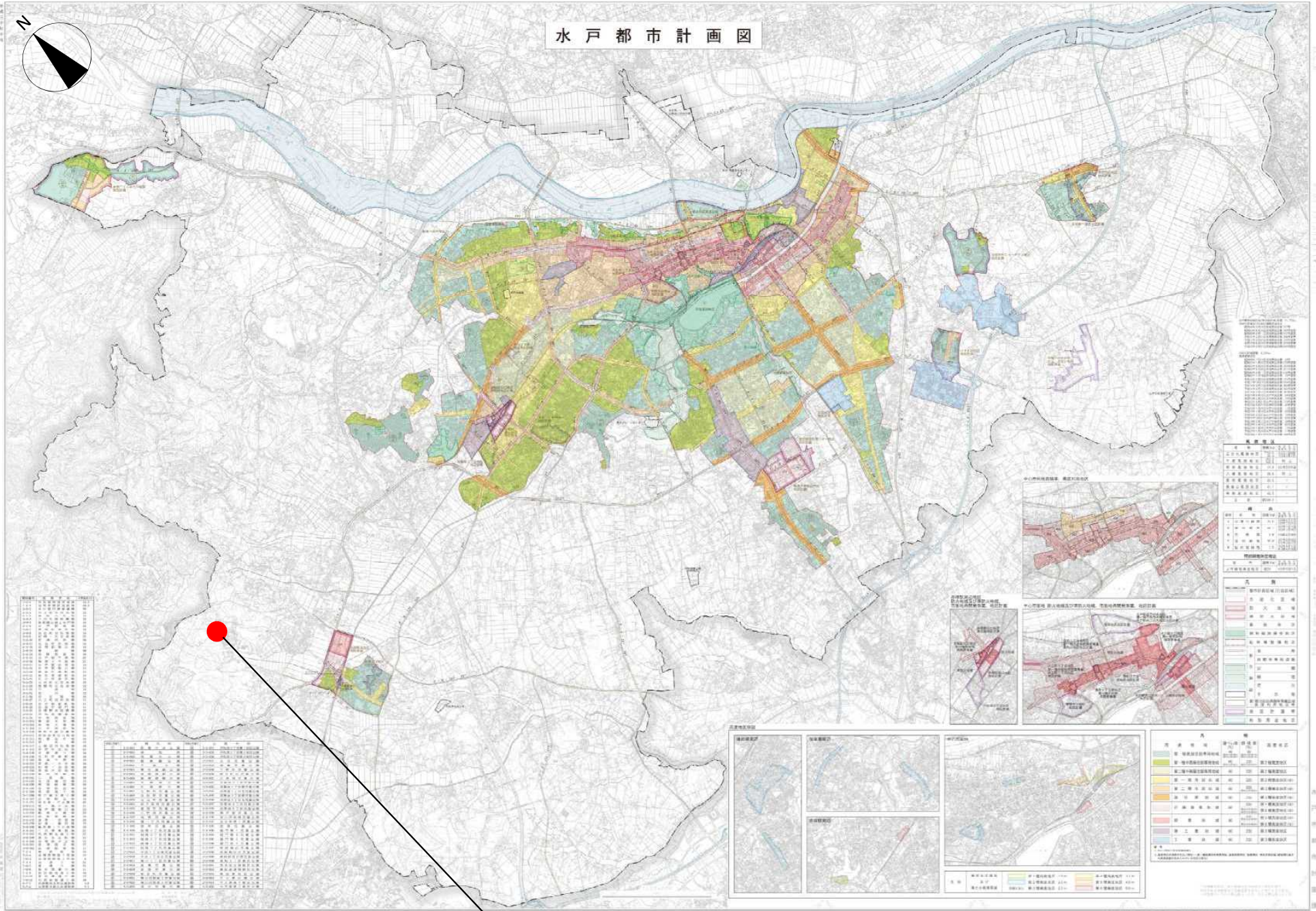








水戸都市計画図



あすなろの郷

都市計画区域(市街化調整区域)

## あすなろの郷におけるユニット構造について

## ○ユニットについて

県立あすなろの郷では、障害者支援施設に入所している利用者を「ファミリー」と呼んでいる20名を1単位（ユニット）とするグループに分けて支援を行っております。

入所者は衣食住や日中活動など、基本的に「ファミリー」単位で生活し、入所者を支援する職員も「ファミリー」毎に配置しておりますので、居室・食堂・トイレ・浴室等の通常の生活に必要な基本機能はこの「ファミリー」単位で整備する必要があります。

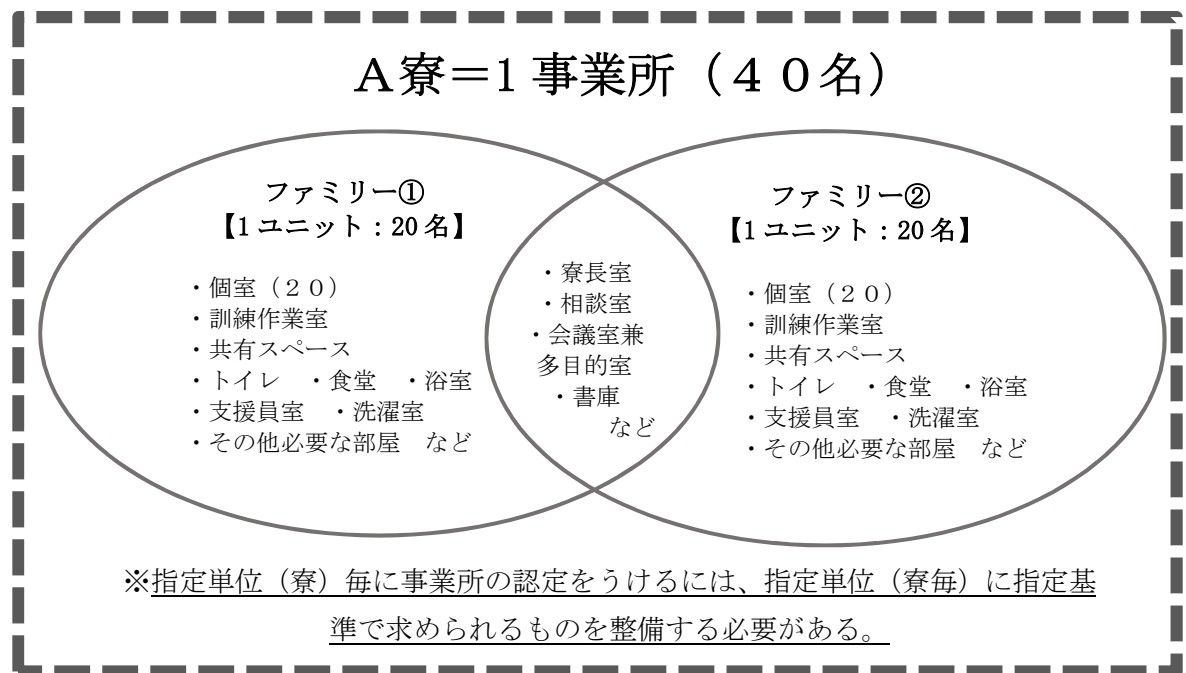
（病院併設の医療型障害児入所施設兼療養介護事業所は「ファミリー」の単位でのグループ分けはありません）

## ○障害者支援施設として事業所指定を受ける定員の単位（40名）について

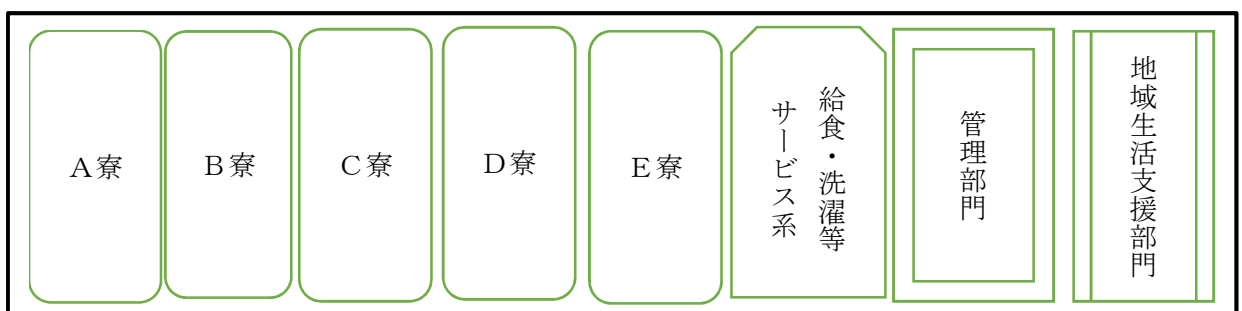
県立あすなろの郷（障害者支援施設等）は水戸市から基準に合致する施設として指定を受けて、提供した障害福祉サービスにかかる報酬を得ることになります。この指定を受ける定員の単位を、あすなろの郷では「寮」と呼んでおります。

新しく整備する障害者支援施設では、20人で構成される2つのファミリーを併せた1つの「寮」毎に事業所の指定を受けることを想定しているので、その指定単位（寮）毎に、相談室、会議室兼多目的室、寮長室などを整備する必要があります。

[例] ユニットおよび寮毎に求められる設備（イメージ）



[例] 障害者支援施設建物内のイメージ（この順に並んでいる必要はありません）



〔障害者支援施設＋生活介護事業所〕

寮（内訳）	定員（内訳）	処遇対象
A寮（ファミリー①＋ファミリー②）	40名（20名×2）	強度行動障害者
B寮（ファミリー③＋ファミリー④）	40名（20名×2）	
C寮（ファミリー⑤＋ファミリー⑥）	40名（20名×2）	
D寮（ファミリー⑦＋ファミリー⑧）	40名（20名×2）	医療的ケアが必要な障害者
E寮（ファミリー⑨＋ファミリー⑩）	40名（20名×2）	
計 5指定事業所	200名（40名×5）	

〔病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所〕

病院 及び 寮	定員（内訳）	備 考
病院	50病床 （入所40、短期10）	病院の許可及び事業所指定 を重複して受けます
医療型障害児入所施設		
療養介護事業所		



# 「県立あすなろの郷」建て替え整備計画

## I. 新たな施設の整備方針

### 1. 県と民間事業者の役割分担

- 県は、民間事業者では対応が困難な方への支援に特化し、最後のとりでとしてセーフティネットの役割を担う。
- さらに、市町村や他の民間事業者等関係機関と連携し、在宅の重度障害者の支援を行う。
- 民間で対応可能な日中活動の支援や、自立した日常生活を送るための訓練等の支援や、高齢となった障害者の支援については民間事業者の役割とする。

### 2. 県全体の障害福祉サービスの拠点の役割

- 県立施設を県全体の障害福祉サービスの拠点として機能させ、民間や地域の社会資源との連携を推進する支援体制を構築していく。

### 3. 利用者等の意思の尊重

- 入所者第一の視点により、利用者本人や家族の意思を踏まえながら、常に望ましい支援の実施に努めていく。
- 県立施設の利用者が、民間事業者の施設に移った場合においても、利用者それぞれの状況を県と民間事業者が連絡会議を開催するなどして把握し、本人に合った適切な支援が受けられるようフォローする。

## II. 整備計画

### 1. 整備スケジュールについて

- (1) 令和3年度～ 造成設計開始
- (2) 令和4年度 造成終了予定（県立施設建設予定地）
- (3) 令和6年度 県立施設完成予定

### 2. 県・民間事業者の担当施設の区分

- 民間での対応が困難な方を支援する施設（セーフティネット棟）及びあすなろの郷病院については、県が対応する。
- あすなろの郷内にあるその他の障害者支援施設（セーフティネット棟及びあすなろの郷病院以外の施設）については、民間活力を導入する。

## 3. 整備イメージ



居室内（4床／1室）



居室内（個人）



居室（ユニット）



浴室（一般浴槽）



浴室（機械浴槽）



相談室



日中活動スペース



検査室



薬局



リハビリ室1



リハビリ室2



スタッフルーム

#### 4. セーフティネット棟の整備について

##### (1) 基本的機能（コンセプト）、入所対象者等

基本的機能 (コンセプト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者で対応困難な強度行動障害者や医療的ケアが必要な方など、重度の障害者の受け入れを行う。</li> <li>・緊急ステイや短期入所・障害児等療育支援事業など、在宅の重度障害者の支援に関する事業を実施する。</li> </ul>	
入所対象者	原則支援区分6かつ強度行動障害のある方もしくは医療的ケアが必要な方	
定員 (短期入所含む)	200名程度	
処遇方針	強度行動障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の障害特性に応じたプライバシーを確保しつつ、安心・安全で適切な療育環境・支援を提供する。</li> <li>・行動支援の実施などにより、問題行動の減少を図る。</li> <li>・療育・訓練の工夫により、入所期間が長期化しないよう努め、生活訓練などを行う施設などへの移行を目指していく。</li> </ul>
	医療的ケアが必要な障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な設備や支援スタッフの充実に努め、入所者の安心・安全を最優先に、一人ひとりにあった支援を提供する。</li> </ul>

##### (2) 施設の整備計画

###### ①特に配慮する事項

###### ■施設配置に関すること

- ・利用者の静穏な生活を維持するため、強度行動障害者に対応するエリア及び医療的ケアが必要な障害者に対応するエリアでは個室化とし、20部屋程度を目処とした居室と食堂・トイレ・浴室等から構成されるユニット構造とする。
- ・居室と共用スペースの移動においては動線の交錯を避け、不要な接触を生み出さない環境とする。
- ・居室、ベッド以外の休める空間（共有スペースにコーナーなど）を設置する。
- ・感染対策上のゾーニングが容易な施設配置とする。
- ・災害時に重度の知的障害者の避難が容易な施設配置とする。

###### ■居室等の造り、構造など

- ・居室の壁面については十分な防音構造とするほか、強度行動障害者の特性に合わせ、安全でかつ補修も容易な材質を検討する。
- ・日中活動を提供するスペースについては軽運動も可能な造りとし、可動型の仕切り壁などにより、入所者の状況に応じた間取りの変更が可能な構造を検討する。
- ・医療的ケアが必要な方の居室については、車いす使用及び介護スペースを考慮した余裕のあるものとし、必要に応じて酸素・吸引のパイピング、電源、リフター用ケーブル等を整備する。
- ・安全・安心を最優先に、防犯対策（防犯カメラや施錠）やIT活用による見守り機能の充実に努める一方、入所者の意思とプライバシーを尊重し、入所者の活動が過度に妨げられないよう配慮する。

###### ■新たに設ける機能

- ・感染症などに対応するため、医療的な観察室を設ける。
- ・屋根のあるエントランス、イベントや研修等が行えるスペースを設ける。

##### ②主な設備

	居住系	日中活動・生活介護系	サービス系	
入所施設部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室</li> <li>・食堂</li> <li>・浴室</li> <li>・洗面所</li> <li>・トイレ（複数）</li> <li>・相談室</li> <li>・倉庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・娯楽室</li> <li>・医務室</li> <li>・会議室（ホール）</li> <li>・医療的観察室</li> <li>・更衣室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練、作業室</li> <li>・トイレ</li> <li>・スタッフルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食室</li> <li>・洗濯室</li> <li>・売店</li> <li>・倉庫</li> </ul>
部門 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室</li> <li>・会議室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣室</li> <li>・宿直室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ</li> </ul>	
支援センター 地域生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急ステイ用居室</li> <li>・外来療養室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊訓練室</li> <li>・事務室</li> <li>・面会、面談室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活定着支援センター室</li> <li>・多目的ホール（大・小）</li> </ul>	

##### ③イメージ



居室内（個人）



日中活動スペース



リハビリ室1



リハビリ室2



## 5. あすなろの郷病院及び医療型障害児入所施設・療養介護事業所（現ばら寮）について

### (1) 基本的機能（コンセプト）、入所対象者等

基本的機能 (コンセプト)	あすなろの郷病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>あすなろの郷利用者の診療及び健康管理</li> <li>障害者専門病院として、在宅障害者等の外来診療を行う。</li> </ul>
	医療型障害児入所施設・療養介護事業所（現ばら寮）	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症心身障害児・者の治療及び日常生活の援助や療育支援</li> <li>重症心身障害児・者の短期入所等の受け入れ</li> <li>他の医療機関や医療型障害児入所施設等と連携した在宅障害者対応</li> </ul>
入所対象者		重症心身障害児・者
定員	医療型障害児入所施設・療養介護事業所（現ばら寮）	入所 40名 短期入所及び入院 10名
処遇方針		リニューアルした施設・設備のもと、安心・安全な医療の提供、これまで以上に快適な日常生活の援助、療育支援を行う。

### (2) 施設の整備計画

#### ①特に配慮する事項

##### ■施設配置に関すること

- 診察室、検査室、共用部分など職員の動線や機能性に配慮したレイアウトとする。
- 医療型障害児入所施設・療養介護事業所に関しては、居室・廊下などに適切なスペースを確保する。
- 感染対策上のゾーニングが容易な施設配置とする。
- 災害時に重症心身障害児・者等の避難が容易な施設配置とする。

##### ■居室等の造り、構造など

- 障害者対応病院という役割を踏まえ、移動式リフター、食堂・浴室等で酸素吸入ができる酸素パイピング等を整備する。
- 安全・安心を最優先に、防犯対策（防犯カメラや施錠）やIT活用による見守り機能の充実を図る一方、入所者の意思とプライバシーを尊重し、入所者の活動が過度に妨げられないよう配慮する。

### ②主な設備

あすなろの郷病院	診療関係		検査関係	薬局・リハビリ	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来診療</li> <li>内科</li> <li>神経内科</li> <li>小児科</li> <li>整形外科</li> <li>脳外科</li> <li>精神科</li> <li>皮膚科</li> <li>歯科</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療室(6室程度) (診療科に必要な部屋数を確保※1)</li> <li>処置室(5室※2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心電図室</li> <li>レントゲン室</li> <li>CT室</li> <li>脳波室</li> <li>超音波エコー室</li> <li>点滴室</li> <li>検査室</li> <li>手術室</li> <li>消毒室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬局 (調剤室、薬品倉庫※3、医薬品情報室を各個室で設置)</li> <li>リハビリ室</li> <li>補装具等工作室</li> </ul>	
共用部分		スタッフ用			
<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす収納庫</li> <li>物品庫</li> <li>待合室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫 (大容量又は数個)</li> <li>トイレ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議室</li> <li>スタッフルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員用更衣室</li> </ul>		
療養介護事業所（ばら寮）	居住・医療系	サービス系 共用部分	支援スタッフ関係		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室※4</li> <li>デイルーム※5</li> <li>浴室</li> <li>食堂</li> <li>処置室</li> <li>消毒室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理髪室</li> <li>リネン庫</li> <li>洗濯室</li> <li>訪問学級室</li> <li>相談室</li> <li>倉庫 (大容量又は数個)</li> <li>通所用デイルーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタッフルーム</li> <li>更衣室</li> <li>トイレ</li> <li>洗面</li> <li>ユニットバス シャワー</li> <li>休憩室</li> <li>仮眠室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナースセンター</li> <li>カンファレンス室</li> <li>特殊車いす収納庫 (各居室に設置)</li> </ul>	
管理部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域交流室</li> <li>医局 (常勤・非常勤用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議室</li> <li>院長室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子療育宿泊室</li> <li>医師当直室 (浴室、洗面所設置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>霊安室</li> <li>職員用更衣室 (非常勤医師用)</li> </ul>	

※1 診察室6室内訳  
内科、神経内科、小児科、整形外科、脳外科、精神科、皮膚科、循環器科、歯科、循環器科・放射線科・耳鼻科共用  
循環器科・放射線科・耳鼻科→標榜はしていないが読影やVE等を行っているので共用とする。  
感染症専用診察室（陰圧ルーム）→他室を経由せず直接入れると良い。

※2 処置室5室内訳  
縫合処置室、採血室、整形外科処置室、救急処置室、一般処置室

※3 調剤室、薬品倉庫は外から入れる別入口があると良い。

※4 4床×6室、2床×9室（内1室は観察室としてナースセンター近く）、1床（陰圧ルーム）×8室

※5 全利用者が参加しての行事ができる十分なスペース

### ③イメージ



検査室



薬局



リハビリ室



居室（4床/1室）